

平成21年7月8日

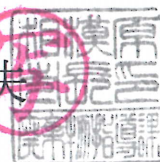
産業廃棄物処理施設設置許可証

住所 神奈川県相模原市田名塩田一丁目17番20号

氏名 株式会社 トキオ
代表取締役 萩原 明人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

相模原市長 加山 俊夫



許可の年月日	平成7年3月23日	許可番号	第05001001号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別	施設の種別 廃油、廃プラスチック類、産業廃棄物の焼却施設 処理する産業廃棄物の種別 感染性産業廃棄物、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず		
設置場所	神奈川県相模原市田名塩田一丁目10214番地2		
処理能力	36.0 t/日(24時間) (廃油単体の焼却能力 21.6 m ³ /日) (廃プラスチック類単体の焼却能力 21.6 t/日)		
許可の条件	環境保全上必要な措置 環境保全対策は、申請書の記載に基づき適切に行うこと。		
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関係法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		